

議員提出第 1 号議案

憲法解釈を変更し、集団的自衛権行使を可能とすることに反対する
意見書

上記の議案を提出する。

平成26年3月20日

提出者	府中市議会議員	赤	野	秀	二
賛成者	〃	浅	田	多	津子
	〃	田	村	智	恵美
	〃	前	田	弘	子
	〃	目	黒	重	夫
	〃	服	部	ひ	とみ

憲法解釈を変更し、集団的自衛権行使を可能とすることに反対する 意見書

安倍晋三首相は、今国会中にも政府の憲法解釈を変更し、集団的自衛権行使を可能にしようとしている。政府の定義では、集団的自衛権とは、自分の国は直接攻撃を受けていないのに、密接な関係にある外国への武力攻撃を実力で阻止する権利である。海外での武力行使、戦争に道を開くものである。

歴代の内閣法制局長官は、国会で憲法や法律の政府統一見解について答弁してきたが、集団的自衛権については、「行使ができないのは憲法9条の制約である。我が国は自衛のための必要最小限度の武力行使しかできないのであり、集団的自衛権はその枠を超える。」とし、憲法上許されないとしてきた。

また、これまで政府は、憲法9条2項があるため、自衛隊を「軍隊ではない」、「自衛のための必要最小限度の実力組織である」と説明し、「そういった自衛隊の存在理由から派生する当然の問題」（1990年10月、工藤内閣法制局長官）として、武力行使の目的を持った部隊の海外派遣、集団的自衛権の行使、武力行使を伴う国連軍への参加の3点について「許されない」という見解を示してきた。

よって、府中市議会は、国会及び政府に対し、日本の「自衛」とは無関係で、なおかつ海外で戦争をする国となる集団的自衛権行使を容認する憲法解釈の見直しは行わないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月20日

議 長 名

(あて先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、
防衛大臣、内閣法制局長官